

議題（１）規約等の改正について

１．箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

改正理由

- ・機構改革等に伴い、組織名及び職名が変更となったため、本規約を改正するものである。

改正内容

- ・第１６条第２項中、「箕面市都市計画部交通政策課長」を「箕面市地域創造部交通政策課長」に改める。
- ・別表中、第５条第１項第１号の区分に「箕面市市長政策室長」を加えるとともに、第１号、５号及び６号の区分を別表のとおり改める。

２．諸規程の改正（案）

改正理由

- ・機構改革等に伴い、組織名及び職名が変更となったため、諸規程を改正するものである。

改正内容

- ・分科会規程第９条第１項中、「箕面市都市計画部交通政策課長」を「箕面市地域創造部交通政策課長」に改めるとともに、別表中、１４、２０、２１、２２及び２３の項を別表のとおり改める。
- ・事務局規程第３条第１項中、「箕面市都市計画部長」を「箕面市地域創造部長」に、同条第２項中、「箕面市都市計画部交通政策課長」を「箕面市地域創造部交通政策課長」に改める。

３．副会長の変更

規約の改正に伴い、第５条第１項第１号の区分の応じた委員の副会長は、「箕面市市長公室長」から「箕面市政策総括監」に変更する。

箕面市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 この協議会は、箕面市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

（事務所）

第3条 協議会の事務所は、大阪府箕面市西小路四丁目6番1号（箕面市役所内）に置く。

（事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2）連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3）連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）前三号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）箕面市
 - （2）学識経験者
 - （3）公共交通事業者及び公共交通事業者の運転手が組織する団体
 - （4）住民、公共交通利用者及びNPO
 - （5）商工事業者及び関係団体
 - （6）近畿運輸局、大阪府、道路管理者及び公安委員会
- 2 箕面市は、協議会を代表する。
 - 3 協議会に委員を置く。
 - 4 委員は、第1項各号の区分に応じ、別表のとおりとする。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）副会長 2名
 - （3）監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長)

第7条 会長は箕面市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長は、副会長を第5条第1項第1号及び第2号の区分に応じた委員の中からそれぞれ指名する。

4 会長は、監事を委員の中から指名する。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 前項の規定により職務を代理する副会長は、第5条第1項第1号の区分に応じた委員の中から指名された副会長とする。

(監事)

第9条 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務の執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。

2 前項に規定するもののほか、監査に関し必要な事項は、監査実施規程で定める。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第9条第1項第3号に該当する場合は、監事が招集する。

2 会議の招集は、少なくとも、その開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、委員に通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議運営規程で定める。

(議決)

第12条 会議の議決は、会議に出席する委員の総意を原則とする。

2 前項により難しい場合は、出席した議長を除く委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会議の権能)

第13条 会議は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定及び変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 規約第 4 条各号に関すること。
- (5) 前各号に規定するもののほか、協議会の運営に関する重要な事項

(協議結果の尊重義務)

第 1 4 条 会議で協議が整った事項については、委員及び協議会の構成する者はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会の設置)

第 1 5 条 協議会は、第 4 条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、分科会規程で定める。

(事務局)

第 1 6 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、箕面市地域創造部交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 前三項に規定するもののほか、事務局に関し必要な事項は、事務局規程で定める。

(資金)

第 1 7 条 協議会の資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 1 8 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、財務規程で定める。

(規約の変更)

第 1 9 条 この規約は、委員の 4 分の 3 以上の同意をもって変更することができる。

(協議会の解散)

第 2 0 条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(報告)

第 2 1 条 会長は、次に掲げる書類を、箕面市長に提出しなければならない。

- (1) 作成した連携計画の案
- (2) 作成した地域公共交通活性化・再生総合事業計画
- (3) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書の写し
- (4) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書の写し
- (5) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (6) 規約その他報告が必要と認められるもの

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成21年3月18日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第10条第2号の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成21年5月 日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	委 員
第5条第1項 第1号	箕面市 副市長
	箕面市 政策総括監
	箕面市 市長政策室長
	箕面市 地域創造部長
	箕面市 健康福祉部長
	箕面市教育委員会 教育次長
第5条第1項 第2号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授
	大阪大学 大学院 工学研究科 准教授
	大阪大学 大学院 工学研究科 助教
第5条第1項 第3号	阪急電鉄株式会社の代表
	阪急バス株式会社の代表
	大阪タクシー協会の代表
	阪急バス労働組合の代表
第5条第1項 第4号	街づくり支援センターみのおの代表
	みのおの交通を考える会の代表
	粟生第二住宅自治会の代表
	自転車道ネットワーク公募市民の代表
	分科会の副分科会長

第5条第1項 第5号	箕面商工会議所の代表
	大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表（COM）
	共同企業体SSOK組合の代表（SSOK）
	東急不動産SCマネジメント株式会社の代表（箕面マーケットパークイワ）
	株式会社ビーバーレコードの代表（ビーバーワールド）
	学校法人大阪青山学園の代表
	有限会社箕面自動車教習所の代表
第5条第1項 第6号	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画）
	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局首席運輸企画専門官（輸送）
	大阪府 都市整備部 交通道路室 参事
	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 管理第二課長
	大阪府 池田土木事務所 維持管理課長
	箕面市 みどりまちづくり部長
	大阪府箕面警察署 交通課長

箕面市地域公共交通活性化協議会 分科会規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、箕面市地域公共交通活性化協議会規約第15条第2項の規定に基づき、箕面市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は、協議会の指示を受け、箕面市地域公共交通活性化協議会規約第4条に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うものとする。

（組織）

第3条 分科会は、別表に掲げる者をもって組織する。

（分科会長及び副分科会長）

第4条 分科会に、次の役員を置く。

（1）分科会長 1名

（2）副分科会長 1名

2 分科会長、副分科会長は、相互に兼ねることはできない。

（分科会長）

第5条 分科会長は、別表1の項に掲げる者をもって充てる。

2 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

3 分科会長は、副分科会長を別表7の項から10の項までに掲げる者の中から指名する。

（副分科会長）

第6条 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 副分科会長は、協議会の委員となる。

（会議）

第7条 分科会の会議は、協議会会長からの要請があったとき又は分科会長が必要と認めるときに、随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の座長となる。

3 分科会長は、必要に応じて、分科会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 分科会の会議運営は、会議運営規程を準用するものとする。

（報告）

第8条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 分科会の庶務は、箕面市地域創造部交通政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

附則

この規程は、平成21年5月 日から施行する。

別表 (第3条関係)

	構 成 員
1	大阪大学 大学院 工学研究科 助教
2	阪急バス株式会社の代表
3	街づくり支援センターみのおの代表
4	みのおの交通を考える会の代表
5	粟生第二住宅自治会の代表
6	自転車道ネットワーク公募市民の代表
7	特定不便地域 (2 地域の各代表)
8	Mバス利用者 (3 名)
9	公募市民 (2 4 名)
10	障害者団体 (4 団体) の各代表
11	箕面商工会議所の代表
12	大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表 (COM)
13	共同企業体SSOK組合の代表 (SSOK)
14	東急不動産SCマネジメント株式会社の代表 (箕面マーケットパークイラ)
15	株式会社ビーバーレコードの代表 (ビーバーワールド)
16	学校法人大阪青山学園の代表
17	有限会社箕面自動車教習所の代表
18	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 高槻維持出張所長
19	大阪府 池田土木事務所 総務企画課 課長補佐

2 0	箕面市 みどりまちづくり部 道路課長
2 1	箕面市 市長政策室 政策推進課 主幹
2 2	箕面市 地域創造部 交通政策課長
2 3	箕面市 健康福祉部 生活福祉課長

箕面市地域公共交通活性化協議会 事務局規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、箕面市地域公共交通活性化協議会規約第16条第4項の規定に基づき、箕面市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（事務局長等）

第3条 事務局長は、箕面市地域創造部長をもって充てる。

2 事務局員は、箕面市地域創造部交通政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 1件100万円未満の物品の購入その他協議会運営に必要な軽易な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、箕面市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、箕面市において定められている公印の取扱いの例による。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

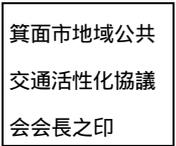
附 則

この規程は、平成 2 1 年 3 月 1 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 5 月 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
箕面市地域 公共交通活 性化協議会 会長の印		てん書	2 5 × 2 5	会長名をもって 発する文書	1	事務局長